

令和 5 年 12 月 27 日
株式会社Kenビジネススクール
Ken不動産研究

このたびは「宅建士 登録実務講習」をご受講いただきまして、誠にありがとうございます。
「2024 年度版 実務講習テキスト」につきまして、追補・追記・訂正箇所がございます。ご覧いただけますようお願い申し上げます。

2024 年度 宅地建物取引士資格登録 実務講習テキスト

■テキストの P.198 【事案の概要】 8 行目～10 行目

下線部分を訂正いたします。

(誤) X は、平成 9 年 8 月、賃料を 649 万円余に据え置くべき旨、平成 12 年 10 月、555 万円余に減額すべき旨の意思表示したところ、Xは、賃料は増額改定されたとして未払賃料等の支払を Yに求めた。

(正) X は、平成 9 年 8 月、賃料を 649 万円余に据え置くべき旨、平成 12 年 10 月、555 万円余に減額すべき旨の意思表示したところ、Yは、賃料は増額改定されたとして未払賃料等の支払を Xに求めた。

■テキストの P.205 【解説及び実務における留意点】 9 行目～10 行目

下線部分を追記いたします。

「を要件として、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものあり、消費者契約法 10 条により無効となる旨を判示しました。」

■テキストの P.221 中段 登記情報の表中

・所有権保存登記「権利部」(甲区)(所有権に関する事項)の「順位番号 1」の右端の欄「権利者その他の事項」内の記述につき、「原因 平成 年 月 日 新築」の部分を削除。

■テキストの P.228 「地番 15-2」の求積表内の、「合計面積」の数値

・「40.43896658」 → 「40.44896658」に訂正。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。